

都市宣言

『子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎』

犯罪のない安全で安心な地域社会を築くことは、岡崎市民の大きな願いであります。

本市においては、平成 21 年 12 月に「岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例」を制定し、市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に向け、地域一丸となって様々な防犯活動に取り組み、犯罪は着実に減少してきました。

しかしながら、犯罪の前兆と思われる「不審者による子どもへの声掛け」や潜在化している「女性への付きまとい行為や性犯罪」、大切な財産を騙し取る「高齢者を狙った特殊詐欺」などの悪質な犯罪は後を絶ちません。万一、犯罪に巻き込まれてしまった場合は、長期にわたり心理的、身体的に重大な悪影響を与えるだけでなく、その家族や地域社会全体にまで大きな影響を及ぼすため、対策を講じなければならない重要な課題であります。

そこで、市民一人ひとりが、自らの生命及び財産を守るために必要な防犯に関する知識の習得に努めるとともに、行政、議会、警察、事業者、地域が一丸となって、悪質な犯罪から、子ども、女性、高齢者を守り、犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、ここに、

『子ども、女性、高齢者を犯罪から守るまち岡崎』を宣言いたします。

令和4年 1月 8日

岡 崎 市 長 中 根 康 浩
岡崎市議会議長 加 藤 学